

平成29年度神奈川県サービス管理責任者等研修 学則

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

①開催目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者、及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。
②研修事業の名称及び事業者指定番号)	平成29年度神奈川県サービス管理責任者等研修・介護分野
③研修の内容	障発0331第42号(平成26年3月31日)通知 サービス管理責任者研修実施要綱に基づく
④実施場所	神奈川県社会福祉会館(横浜市神奈川区沢渡4-2)もしくは神奈川県内で設定する会場
⑤研修担当部署の名称、所在地、連絡先	名称/社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター福祉研修センター 所在地/横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 連絡先/電話045-311-1429 FAX045-313-0737
⑥研修期間	共通講義(1日間)及びコース別講義・演習(2日間)の合計3日間及び事前課題年2回(前期・後期)開催 ※後期の実施期間は予定 前期 募集期間:平成29年6月1日～6月28日 実施期間:平成29年8月23日～10月4日 後期 募集期間:平成29年11月下旬 実施期間:平成30年2月～3月中旬
⑦研修カリキュラム	神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づくカリキュラムによる
⑧講師氏名	神奈川県サービス管理責任者等研修(介護分野)講師一覧による ※学則添付資料①
⑨使用テキスト	本会作成資料
⑩研修スケジュール(演習計画)	平成29年度神奈川県サービス管理責任者等研修・介護分野 研修内容及びカリキュラム、演習計画書のとおり ※学則添付資料②
⑪受講資格及び受講決定方法	サービス管理責任者を配置すべき指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設のうち介護分野(療養介護、生活介護)において、サービス管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者。 【留意事項】 共通講義の免除 既にサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了している方が別の分野の研修を受講する場合は、共通講義(1日)を受講せず、分野別の研修のみの受講とすることができる。共通講義の免除を希望する場合、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の修了証書(写し)の添付が必要。 【受講者決定方法】 神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準による ※実施要領に掲載
⑫定員	300人(前期コース150人/後期コース150人)
⑬受講手続き	本会並びに神奈川県ホームページに掲載する、平成29年度神奈川県サービス管理責任者等研修介護分野(前期コース・後期コース)募集要領「受講申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて法人単位でまとめて郵送する。なお、個人での受講手続きの場合も同様とする。

<p>⑭受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法</p>	<p>【受講料】          基本[共通講義＋分野別研修] 27,000円(消費税込み)          共通講義免除[分野別研修のみ] 21,600円(消費税込み)          【納入方法】          受講決定通知に同封する、受講料請求書(払込取扱票)により期日までに納入する          【留意事項】          受講決定後、納付された受講料は返金しない</p>
<p>⑮研修修了の設定方法</p>	<p>神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領 別紙2「受講者の本人確認について」により受講者の本人確認を行ったうえで、神奈川県サービス管理責任者等研修事業指定要綱に基づき、研修の講義、演習について全課程の修了をもって、研修を修了した者として認定する。</p>
<p>⑯個人情報の取扱方法</p>	<p>本研修事業にあたり、受講者の選定及び通知等を行うため受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については研修の効果的な実施に資するため、研修講師に情報提供を行う。          本会個人情報保護方針についてはホームページで閲覧可能          (<a href="http://www.knsyk.jp/s/header/hogohoushin.html">http://www.knsyk.jp/s/header/hogohoushin.html</a>)</p>
<p>⑰その他研修受講に係る重要事項</p>	<p>本研修は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が神奈川県の指定を受け、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき実施するものである。</p>